

埼玉県学力・学習状況調査の実施に関するQ&A

この資料は、これまでの「埼玉県学力・学習状況調査」実施説明会等で受けた主な質問について、回答を取りまとめたものです。実施マニュアルに掲載しているQ&Aも併せて確認し、御活用ください。

(1) 調査全般に関すること

Q 1 : 日本語指導が必要であり、一部の教科で別室指導を受けている児童生徒が、希望利用での調査を行うことは可能か。

A 1 可能です。希望利用での調査を行うかの判断については、保護者や教育委員会等と相談の上、各学校において行ってください。

Q 2 : 具合が悪くなってしまった児童が調査を全て受けられず、国語と算数で調査人数の計が異なるクラスがあっても差し支えないか。

A 2 教科ごとに調査人数の計が異なることは問題ありません。調査を受けた教科については、確実に採点し、個人結果票でお返しすることができます。

Q 3 : 特別支援学級の児童については、例えば6年生が4年生の問題を受けたい。又は教科によって学年を変えたい。そのような場合も市教委と相談の上、進めてよいか。

A 3 児童が在籍している学年以外の調査問題で調査を受けることはできますが、この場合において学力の伸びを図ることは技術的にできません。

(2) 調査前日までにすること

Q 4 : 質問紙調査の時間を例えば30分にするなど、短く設定することは可能か。

A 4 可能です。実施マニュアルでは40分程度となっていますが、各学校の状況に応じて短く設定したり、長く設定したりすることができます。但し、時間が足りないうえに回答しきれない児童生徒がいないように確認してください。必要があれば適宜延長し、確実に全員が全ての質問項目に回答できるようにしてください。

Q 5 : 実施マニュアル19ページの日程で、中学校1年生の④の部分が空いているが、この部分に質問紙調査を行うことは可能か。

A 5 ④の「実施なし」の部分で質問紙調査を行うことは差し支えありません。

(3) 欠席者リストに関すること

Q6： 「欠席者リスト」の入力の際に、欠席と長期欠席のどちらかを選択する必要があるが、この長期欠席とは、どのように定義しているのか。

A6 前年度間に連続又は断続して30日以上欠席し、調査日当日も欠席した児童生徒とします。
(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」と同定義です)

Q7： 調査を受検できない場合が複数年続くような児童生徒の場合でも、毎回、欠席者リストに登録する必要があるか。

A7 該当児童生徒が今後の調査を受ける際に、確実な引継ぎができるように欠席者リストの登録をお願いしています。

Q8： 1月初旬に送付された「学校基本情報確認票」には、調査を受けない児童生徒については見込数に入れていない。このような児童生徒も、欠席者リストに登録する必要があるのか。

A8 必要です。該当児童生徒が今後の調査を受ける際に、確実な引継ぎができるように欠席者リストの登録をお願いしています。

なお、「学校基本情報確認票」の報告は、配送資材数の把握のために行っているものです。そのため、調査を受けない児童生徒は見込数に入れる必要はありません。

(4) 個人番号シールに関すること

Q9： 小学校から中学校に進学する際の個人番号シール票の取扱いで、個人番号シールを中学校に引き継ぐための引継ぎ用封筒は、十分足りるだけ送付されるのか。

A9 引継ぎ用封筒は5部送付されます。足りない場合は実施マニュアルの裏表紙の引継ぎ用封筒をコピーしてご利用ください。封筒はどのようなものでも結構です。

Q10： 予備シール使用リストと欠席者リストは、中学校3年生に対しても作成した方が良いのか。

A10 中学校3年生も中1と中2の調査結果と紐付けを行ったり、調査を受けたかどうかを把握したりする必要があるため、必ず作成をお願いします。